三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
深良川右支川一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千二百七十六号で指定した第三十七号に掲げる土地の区域を除く。）
静岡県裾野市深良
字豊後　三四〇五番一　一号
三四〇三番一　二号
三四〇四番一　五号
三四〇五番四　六号
字堅山下　四一九三番一　三号及び四号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
安居山沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川、堤塘、道路及び無番地国有地の内その接している区間の河川敷、堤塘敷、道路敷及び無番地国有地
静岡県富士宮市安居山字中上山
一一一六番及び一一一七番
一一二八番及び一一二九番
一一三〇番二
一一三四番から一一三七番まで
一一四一番一及び一一四一番二
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
神橋沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十一年建設省告示第二百八号で指定した第三号に掲げる土地の区域及び平成十一年建設省告示第千七百四十一号で指定した第三号に掲げる土地の区域を除く。）
静岡県静岡市葵区
北沼上
字沢奥　一五三九番三　一号
一五四〇番　二号
平山
字沢奥　一〇二一番一　三号
一〇二二番二　四号
字西　四六七番　五号
四六四番　六号
四四六番・四六二番・四六三番合併　七号及び八号
四四二番一　九号から十一号まで
四四一番　十二号及び十三号

○国土交通省告示第六百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年六月二十五日
国土交通大臣　前原　誠司
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
与田切川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱四十四号と四十五号を平成二年建設省告示第千七百四十八号で指定した第七号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱四十五号から百五号までを順次結んだ線及び標柱一号と百五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県上伊那郡飯島町飯島
一五二番三　一号及び二号
一五二番一〇　三号から六号まで、八号から十二号まで
一五二番九　七号
一五四番一　十三号から十五号まで
一二〇番四五　十六号から十八号まで、二十五号から二十八号まで
一二〇番七五　十九号から二十二号まで
一二〇番六〇　二十三号及び二十四号
一二〇番二七　二十九号、三十号及び三十三号
一二〇番三四　三十一号
一二〇番二五　三十二号
一二〇番五〇　三十四号、五十三号及び五十四号
一二〇番五〇地先道路敷　六十号
一二〇番五〇　六十四番一
六八番三　六十五番
六八番二　六十六番
一一四番　六十七番
一一七番二　六十八番
一一六番二　六十九号
一二二番四　七十号
一一九番五　七十一号
一二二番一　七十二号
一二二番三　七十三号
一四八番　七十四号
一四八番地先河川敷　七十五号
一五一番　七十六号
一五六番一　七十七号
一五六番二　七十八号
一六三番　七十九号
一六五番　八十号
一七二番　八十一号
一七三番　八十二号
一八八番三　八十三号
一八七番五　八十四号
二二〇番三　八十五号
百五号

○国土交通省告示第六百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十二年六月二十五日
国土交通大臣　前原　誠司
一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　都市計画事業の種類及び名称　南部大阪都市計画公園事業三・三・二一九―一〇号いおり公園
三　事業施行期間　自平成二十二年六月二十五日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　大阪府和泉市あゆみ野一丁目地内
使用の部分　なし

○海上保安庁告示第百五十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
平成二十二年六月二十五日
海上保安庁長官　鈴木　久泰
一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三八度五三分一四秒東経一四三度二一分四八秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内
(ロ)　北緯三八度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内
(ハ)　北緯三八度九分三秒東経一四二度二六分〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内
(ニ)　北緯三八度五分一秒東経一四二度五五分〇秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ホ)　北緯三七度九分五八秒東経一四二度四分五九秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(ヘ)　北緯三五度三〇分九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内
(ト)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内
(チ)　北緯三四度七分三九秒東経一三九度二四分〇秒の地点を中心とする半径〇・三海里の円によって囲まれる区域内
(リ)　北緯三四度一二分五八秒東経一三九度二一分七秒の地点を中心とする半径〇・三海里の円によって囲まれる区域内
(ヌ)　北緯三四度八分六秒東経一三九度一六分一八秒の地点を中心とする半径〇・三海里の円によって囲まれる区域内
ロ　期間　平成二十二年七月六日から平成二十二年七月二十日まで